



農林業の活性化に つながる取り組みを 応援します!!

平成24年度 みんなで地域農林業活性化事業

意欲のある農林業従事者を支援するために、農林業に関するさまざまなアイデアや取り組みを広く公募し、補助の対象となる事業には、補助金を交付します。

応募対象者

20歳以上の市内在住者で、農業に携わる方および団体
*1人でも事業に取り組みます。



補助の対象となる事業

農林業の振興を図り、かつ地域の活性化につながる取り組み(ソフト事業)を同時に行う事業
*農林業の機械類や施設購入などに係る事業(ハード事業)だけでは補助の対象になりません。



補助の対象となる経費

事業実施に直接必要となる経費は原則対象
*機械類および施設購入などに係る経費は総事業費の3分の2以内
次の経費は対象外
①飲食、親睦などに要する経費
②記念品、金券などの購入経費
③不動産取得などに要する経費
④構成員の活動に係る賃金などの経費

補助金の額および補助回数

補助対象経費の合計額から事業収入総額を差し引いた額の9割以内(上限100万円)
同一補助対象者が次年度以降も継続して事業を実施する場合、補助金の交付は3回を限度とし、受給上限を100万円とします。
*ただし、年度ごとに補助金交付のための審査を受けていただくことになります。

応募方法

下記の関係書類に必要事項を記入の上、問合・連絡先まで送付していただくか、直接ご持参ください。

- ①みんなで地域農林業活性化事業補助金提案書
 - ②事業計画書および収支予算書
 - ③構成員名簿
- *様式は問合・連絡先にあります。



提出期限:平成24年5月11日(金)必着



【問合・連絡先】 ■社団法人薩摩川内市農業公社事務局 〒895-1402 入来町浦之名 33番地 ☎(44)3140 ☎(44)3241
■本庁農政課 ☎(23)5111(内線4223)および各支所産業建設課

農業者戸別所得 補償制度について

農業者戸別所得補償制度とは、販売価格が生産費を恒常的に下回っている作物を対象に、その差額を交付することにより、農業経営の安定と国内生産力の確保を図るものです。

1 水田活用の所得補償交付金

食料自給率向上に向けて、水田を有効活用した麦、大豆、米粉用米・飼料用米などの生産拡大を図るため、交付金が面積払いで直接交付されます。

(1) 交付単価

作物		単価(10アール当たり)
戦略作物	麦・大豆・飼料作物	35,000円
	新規需要米(米粉用米・飼料用米・WCS用稲(稲発酵粗飼料))	80,000円
	加工用米(焼酎麴用・菓子用など) *県の産地資金分含む	30,000円
	そば・なたね *景觀形成用は除く	20,000円
その他作物(野菜・果樹・花き・景觀形成作物など)		*地域により単価設定
二毛作助成(主食用米と戦略作物または戦略作物同士の組み合わせ)		15,000円
耕畜連携助成(飼料用米のわら利用・水田放牧・資源循環の取り組み)		13,000円

(2) 交付対象者

販売目的で対象作物を生産する販売農家・集落営農

2 米(主食用)の所得補償交付金・米価変動補てん交付金

標準的な生産費と標準的な販売価格の差額分を直接交付する(定額部分)とともに、「当年産の販売価格」が「標準的な販売価格」を下回った場合にその差額分を直接交付します(変動部分)。

(1) 交付単価

定額部分 15,000円(10アール当たり)

変動部分 平成24年産の販売価格が標準的な販売価格を下回った場合にその差額を基に算定
*全国一律単価による面積払い

(2) 交付対象者

米の「生産数量目標」に即し生産(生産調整に参加)した販売農家・集落営農のうち、**水稲共済加入者**(ただし、25アール未満の場合は、平成23年度の出荷・販売の実績のある方)

(3) 交付対象面積

主食用米の作付面積から自家消費米相当分として一律10アールを差し引いた面積

*畑作物(麦・大豆・そば・なたね(採油用))に対する所得補償もあります。
*内容は概略であり、取り組みには別途要件がありますので、下記までお問い合わせください。



【問合先】 ■本庁農政課農業振興グループ ☎(23)5111(内線4222)または各支所産業建設課
■鹿児島地域センター戸別所得補償チーム ☎099(222)7591